

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正

① 外部ディスプレイを用いて技適マークを表示する方法について(第10、22、29、38、43条関係)

(現行規定)

1. 次の方法のいずれかにより、技術基準適合認定を表示。【本体への表示義務】

- ① 本体に表示。例外規定として、本体への表示が困難等の場合は、取扱説明書、包装、容器へ記載可能。
- ② 本体に電磁的に記録し、本体のディスプレイに表示。

2. 次の方法のいずれかにより、モジュール組込み製品に表示可能。【モジュール組込み製品への表示が可能】

- ① モジュール組込み製品の見やすい箇所に表示。製品への表示が難しいものは、取扱説明書、包装、容器へ記載。
- ② モジュール組込み製品に電磁的に記録し、モジュール組込み製品のディスプレイに表示。

3. 上記1②及び2②により表示を付する場合は、ディスプレイに表示できること、及び表示するための操作方法を明記。

(改正の考え方)

電磁的記録の表示方法について、電磁的記録を有することで表示が付されていると考え、それを外部のディスプレイを利用して確認することを可能とする。

② 技術基準適合認定の表示の大きさの要件の緩和について(様式第7、14号関係)

(現行規定)

表示の大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

(改正の考え方)

表示の大きさについて、容易に識別可能であることのみを条件とする。